

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 適性試験及び講習の日時、会場

地域	適性検査・講習			検査・講習会場 (所在地)	対象地域	申請期間
	月 日	受付時間	開始時間			
新 発 田	7 月 13 日 (日)	午後 1 時	午後 1 時 30 分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町 4-16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	6 月 3 日 (火) ～ 6 月 27 日 (金)
長 岡	7 月 13 日 (日)	午後 1 時	午後 1 時 30 分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町 2-1-1)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	6 月 3 日 (火) ～ 6 月 27 日 (金)
県 庁	8 月 10 日 (日)	午後 1 時	午後 1 時 30 分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町 4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、燕市、佐渡市	7 月 1 日 (火) ～ 7 月 25 日 (金)
上 越	8 月 23 日 (土)	午後 1 時	午後 1 時 30 分	上越市市民プラザ (上越市土橋 1914-3)	上越市、妙高市、糸魚川市	7 月 15 日 (火) ～ 8 月 8 日 (金)
県 庁	9 月 14 日 (日)	午後 1 時	午後 1 時 30 分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町 4-1)	全 県	8 月 5 日 (火) ～ 8 月 29 日 (金)

2 受講対象者

平成23年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許更新手数料（新潟県収入証紙2,900円）を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

1の受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部で受講しようとする者は、管轄する地域振興局健康福祉（環境）部に、県庁で受講しようとする者は、新潟県県民生活・環境部環境企画課に、講習日の40日前から15日前までに提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課（025(280)5152）に問い合わせること。